

公立大学法人京都市立芸術大学における利益処分について

1 剰余金の概要(損益計算書より) 約70百万円

(単位:千円)

区 分	24 決 算	備 考
経常費用 ①	2,112,525	
臨時損失 ②	36,219	承継消耗品費 ※1
経常収益 ③	2,183,359	
臨時利益 ④	36,219	承継物品受贈益 ※2
当期純利益 ⑤=③+④-①-②	70,834	
目的積立金取崩額 ⑥	0	
当期総利益 ⑦=⑤+⑥	70,834	剰余金

注 ※1は、京都市から無償譲渡された評価額50万円未満の償却資産(物品)の評価額合計です。

また、※2は、京都市から無償譲渡された評価額50万円未満の償却資産(物品)の評価額合計と同額を収益化したものです。なお、いずれも法人化初年度に限っての経理処理です。

2 他大学における法人化初年度の剰余金の状況(22, 23年度設立法人)

(単位:千円)

法 人 名	収 益 計 A	剰 余 金 B	B/A	積 立 金	目的積立金
金沢美術工芸大学	1,350,193	50,069	3.7%	0	50,069
埼玉県立大学	3,263,347	304,909	9.3%	16,013	288,896
山梨県立大学	1,842,827	92,038	5.0%	0	92,038
静岡文化芸術大学	2,750,368	183,473	6.7%	0	183,473
岐阜県立看護大学	913,023	50,167	5.5%	0	50,167
広島市立大学	5,043,855	281,331	5.6%	66,679	214,652
愛媛県立医療技術大学	894,775	17,492	2.0%	0	17,492
高崎経済大学	2,906,683	112,520	3.9%	30,000	82,520
石川県公立大学法人	2,815,095	78,458	2.8%	1,395	77,063
高知県公立大学法人	2,724,094	194,690	7.1%	0	194,690

《参考》

(単位:千円)

法 人 名	収 益 計 A	剰 余 金 B	B/A	積 立 金	目的積立金
京都市立芸術大学	2,219,578	70,834	3.2%	-	-

3 剰余金の主な発生要因

(1) 自己収入の増加により生じた利益

約24百万円

入学金など学生納付金の増(9百万円)や科研費間接補助金など雑益の増(15百万円)です。

(単位：千円)

区 分		24 予 算	24 決 算	差 引	備 考
学生納付金	授業料	545,993	548,388	2,395	
	入学金	122,821	130,459	7,638	
	検定料	17,000	15,980	△1,020	
	計	685,814	694,827	9,013	
雑益	科研費間接補助金	5,100	9,004	3,904	
	刊行物販売	704	2,162	1,458	
	各種団体助成金	0	4,773	4,773	
	自販機設置使用料	0	2,911	2,911	
	受取利息	0	1,284	1,284	
	公開講座・演奏会等	7,361	7,643	282	
	計	13,165	27,777	14,612	
合 計		698,979	722,604	23,625	

(2) 費用の減少により生じた利益

約46百万円

教職員の欠員(臨時的措置として非常勤対応)や時間外勤務の縮減による人件費の減です。

【教員欠員】

- ・欠員3名について24年度は非常勤対応としております。
- ・なお、非常勤の教員で対応できない大学運営業務(入試や各種委員会)、学生指導等を常勤の教員がカバーしております。

【職員欠員】

- ・欠員2名について24年度は非常勤対応としており、25年度からプロパー職員を採用しております。
- ・なお、非常勤の職員の就業時間数が常勤の職員よりも短いため、一部の業務について常勤の職員がカバーしております。

(単位：千円)

区 分		24 予 算	24 決 算	差 引	備 考
人件費	教員(欠員3名→非常勤対応)	34,002	7,657	26,345	
	職員(欠員2名→非常勤対応)	16,808	4,396	12,412	
	職員(時間外勤務手当)	26,813	19,866	6,947	
	計	77,623	31,919	45,704	
合 計		77,623	31,919	45,704	

4 目的積立金の使途

目的積立金の使途については、別紙の「公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱」で対象となる事業を定めております。

- (1) 教育・研究環境の向上につながる事業
- (2) 中期計画の推進につながる事業
- (3) 収入増につなげるための事業
- (4) 移転整備事業（準備も含む。）
- (5) 法人の財政基盤の安定化
※電気料金等の値上げや消費税の増税への対応など

5 目的積立金の考え方

今後、震災の影響による光熱水費の増や、消費税の増税が予定されており、これらの負担増に対応する必要があること、また、経営審議会で、緊急時に対応するため、ある程度の予備費(予備財源)が必要との意見があったことから、法人化初年度の24年度については、自己収入の増加により生じた利益と費用の減少により生じた利益の約7千万円について、必要な備品の購入や小修繕を25年度に先送りし、約7千万円の剰余金となったものです。

25年度においては、24年度に見送った備品の購入等のほか、教育研究活動の充実や中期計画を着実に実行していくため、目的積立金を効率的かつ効果的に活用していくとともに、引き続き、法人として自律的な財政運営と財政基盤の安定化を図っていくため、更なる経費の節減と自己収入の拡大に努めてまいります。